

EX-ICサービス（E予約専用W）規約

本規約は、西日本旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供するエクスプレス予約コーポレートサービスのうち、EX-ICサービス等について定めています。

第1章 総則

第1条（総則）

1. 本規約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用W）規約」（以下、「EX予約コーポレート規約（E予約専用W）」という。）の附則とし、EX予約コーポレート規約（E予約専用W）と本規約との間で重複または競合する内容については、本規約が優先するものとします。
2. 「エクスプレス・カード（E予約専用W）会員規約」（以下、「カード会員規約」という。）に定める法人会員（以下、単に「法人会員」という。）は、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、単に「カード使用者」という。）に本規約を周知する義務を負うものとします。

第2条（用語の定義）

1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。
 - (1) 「EX-ICカード」とは、東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR東海」という。）が法人会員を対象に貸与するICチップを内蔵するカードをいいます。
 - (2) 「EX-ICカード番号」とは、EX-ICカードを識別するためにEX-ICカードごとに付与されたEX-ICカードに固有の番号をいいます。
 - (3) 「記名式EX-ICカード」とは、カード使用者名等がカードの表面に記載されているEX-ICカードをいいます。
 - (4) 「非記名式EX-ICカード」とは、会社の部署名等がカードの表面に記載されているEX-ICカードをいいます。
 - (5) 「交通系ICカード」とは、JR東海のエクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下、「エクスプレス予約HP」という。）に掲載するICカード乗車券等をいいます。
 - (6) 「当社指定路線」とは、第4条で定めるEX-ICサービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。
 - (7) 「会員情報」とは、カード使用者またはカード会員規約に定める管理責任者がEX予約コーポレート規約（E予約専用W）第2条の定めにより登録した事項（EX予約コーポレート規約（E予約専用W）第3条の定めにより変更された事項を含む。）をいいます。
 - (8) 「EX予約サービスきっぷ」とは、第4条で定義するEX-IC運送契約において約定した乗車列車、区間、利用設備等EX-IC運送契約に基づく旅客運送請求権の主な内容が記載された証票をいいます。
2. 本規約に定めのない用語の定義については、カード会員規約およびEX予約コーポレート規約（E予約専用W）に定めるところによるものとします。

第3条（本規約の変更）

当社は、民法の定めに従い法人会員およびカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員およびカード使用者に対して、改定の都度、当社ホームページまたはエクスプレス予約HP等で公表するものとします。

第2章 EX-ICサービス

第4条（EX-ICサービス）

1. EX-ICサービス（以下、「本サービス」という。）とは、エクスプレス予約コーポレートサービスの一つであり、インターネットによる申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等（以下、「締結等」という。）をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場（以下、「駅」という。）において入出場する際にEX-ICカードまたは交通系ICカード（以下、総称して「ICカード」という。）が必要等の特別な旅客運送契約（以下、「EX-IC運送契約」という。）となります。また、EX-IC運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも法人会員またはカード使用者、もしくは第18条で定める利用者にとって不利になる場合があります。なお、利用者は特に定めのない場合はカード使用者に含むものとします。

2. 法人会員、カード使用者は、本サービスの利用において、登録または指定したICカードで乗車駅の自動改札機を通過できない場合や、登録または指定したICカードを乗車当日に不所持の場合等は、EX予約コーポレート規約（E予約専用W）第10条に定める受取窓口において、EX予約サービスきっぷを受け取って乗車するものとします。

3. 当社指定路線とその他の路線の乗換改札口については、別に定める場合を除き、自動改札機をEX-ICカードまたはEX予約サービスきっぷのみで通過することはできません。

第5条（EX-IC運送契約の内容）

EX-IC運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EXサービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。

第6条（利用環境、受付期間、受付時間等）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、エクスプレス予約HPにより周知するものとします。

2. 本サービスによりE X - I C 運送契約締結等の申込の受付期間、受取時間および所要回答時間ならびに取り扱うE X - I C 運送契約の運賃等は、当社が別に定めるところによるものとします。

第7条（申込）

カード使用者は、本サービスによりE X - I C 運送契約の締結等を申し込むにあたり、カード使用者の責任において、E X - I C 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。

第8条（申込および決済の方法、契約の成立等）

1. カード使用者は、本サービスによりE X - I C 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。ただし、E X - I C 運送契約により大人1名がI Cカードで乗車する場合は、カード使用者本人の利用に限ります。

2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの申込サイト画面への表示または会員情報として登録された電子メールアドレス（以下、単に「電子メールアドレス」という。）への電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。

3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、カード使用者と当社の間でE X - I C 運送契約が成立するものとします。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知とあわせて、「お預かり番号」の通知を行うものとします。

4. 第2項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに会員情報として登録された電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみます。

5. 前項において、会員情報として登録された電子メールアドレスが不正確であった場合、このために電子メールの到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

6. E X - I C 運送契約の運賃等は、カード会員規約第3条に定めるハウスカード番号（以下、「ハウスカード番号」という。）によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスによりE X - I C 運送契約を締結できる可能額は、カード会員規約に定める利用可能枠（以下、「カード番号利用可能枠」という。）による制限を受けます。また、E X - I C 運送契約の締結可能件数は、エクスプレス予約HPにより周知するものとします。

7. 第3項の定めによりE X - I C 運送契約が成立した時点において、E X - I C 運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。

8. カード使用者は、本サービスによりE X - I C 運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

9. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの申込サイト画面への表示または電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、変更、解約等の承諾の通知が電子メールによって行われる場合については、第4項及び第5項の規定を適用します。

10. 前項により、第6項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金または新たに収受すべき不足金もしくは手数料が生じた場合、ハウスカード番号により精算することとします。なお、EX-IC運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後のEX-IC運送契約を改めて締結したのち、変更前のEX-IC運送契約の解約を行うこととします。したがって、カード使用者の本サービスによりEX-IC運送契約を変更できる可能額は、当該ハウスカード番号利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

11. カード使用者は、本サービスによりEX-IC運送契約の締結等の申し込みをした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定めるエクスプレス予約サポートダイヤル（以下、「EXサポートダイヤル」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第2項、第9項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、承諾の通知をEXサポートダイヤルから行うことがあるものとします。

12. EXサービス運送約款第27条の2に定める特殊な乗車扱いをした場合のEX-IC運送契約の成立時期は、第3項および第11項によらず、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けた時点とします。この場合、EX-IC運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対するEX予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また、EX-IC運送契約の運賃等の決済は、第7項によらず、乗車日以降に当該のハウスカードによって決済を行うものとし、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC運送契約の通知をおこなうものとします。

第9条（契約の締結、変更後の取り扱い）

法人会員またはカード使用者は、本サービスにより締結、変更したEX-IC運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。

第3章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め

第10条（本サービスの変更、中断、終了等）

1. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービスの内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。

2. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービスの提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」という。）を変更することができるものとします。

3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービスの一部または全部の提供の中断もしくはカード使用者のシステム等へのア

アクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。

- (1) システム等の保守、点検を行う場合
 - (2) システム等に障害が発生した場合
 - (3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合
 - (4) その他、当社が本サービスの提供上、必要と判断した場合
4. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービスの一部または全部の提供を終了させることができるものとします。
5. 当社は、前各項の本サービスの内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負わないものとします。

第11条（通知の方法）

1. 当社から法人会員またはカード使用者への本サービス等の内容およびその取り扱い等に関する通知は、本サービスの申込サイト、当社ホームページまたはエクスプレス予約HP上への掲示、電子メールアドレスへの電子メールの送信、電話番号への電話連絡、法人会員の所在地等への郵便物の送付等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。
2. 前項の通知が本サービスの申込サイト、当社ホームページまたはエクスプレス予約HP上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。
3. 第1項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
4. 第1項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに法人会員の所在地に宛てた郵便物が当該所在地に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
5. 前2項において、電子メールアドレスまたは法人会員の所在地が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべき時点をもって通知が完了したものとみなします。
6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負わないものとします。

第12条（例外的扱い）

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第2章から本章までの定めと異なる扱いをすることができるものとします。

第4章 EX-ICカード

第13条（EX-ICカードの発行および効力）

1. JR東海は、法人会員に対し、JR東海が必要と認める種類および枚数のEX-ICカードを発

行し、貸与するものとします。

2. EX-ICカードの所有権は、JR東海に属し、法人会員は、本規約により使用することが認められたカード使用者への貸与を除き、第三者に、預託、譲渡、担保提供その他JR東海の所有権を侵害することはできないものとします。

3. 法人会員およびカード使用者は、善良なる管理者の注意を持ってEX-ICカード（内蔵するICチップに記録された情報を含む）を使用、管理することとします。

4. カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する場合であってEX-ICカードにより当社が別に定める駅において入出場するときは、常にEX-ICカードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社の係員より呈示を求められたときは、速やかにこれを呈示しなければならないものとします。この呈示がない場合、カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあるものとします。

5. 記名式EX-ICカードは、EX-ICカード表面に記載されたカード使用者以外は使用できないものとします。

6. 非記名式EX-ICカードは、法人会員がその使用に伴う一切の責任・債務・負担等を負うことを条件に、法人会員が指定する者（以下、「カード指定者」という。）に使用させることができるものとします。この場合、カード指定者は、必要に応じて本規約におけるカード使用者とみなされるものとします。

7. EX-ICカードが第三者に使用された場合、法人会員は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。

第14条（EX-ICカードの有効期限および更新）

1. EX-ICカードの有効期限は、JR東海が別に指定する日までとします。ただし、JR東海が必要と認め、当社が法人会員に通知した場合には、EX-ICカードの有効期限を変更することができるものとします。

2. 前項にかかわらず、EX-ICカードの有効期限前に、当社またはJR東海の都合によりEX-ICカードを予告なく交換することがあるものとします。

3. EX-ICカードの有効期限が満了する場合、法人会員からEX-ICカードの更新を希望しない旨の通知がないEX-ICカードについて、当社またはJR東海が引き続き適当と認めるときは、EX-ICカードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新したEX-ICカードを自動的に発行し送付するものとします。

第15条（EX-ICカードの返却等）

1. 法人会員またはカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社または提携企業は、法人会員またはカード使用者に対し、EX-ICカードの返却を求めるないし本サービスの提供を終了することがあります。なお、次の各号の規定は、EX予約サービスきっぷの取扱いについても準用するものとします。

（1）本規約に違反した場合

（2）当社が定める期間内において、1回も本サービスを利用していない場合

- (3) 記名式EX-ICカードを記名人以外の第三者に使用させた場合
 - (4) EX-ICカードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含む。）または公序良俗に反する行為に使用した場合
 - (5) 転売、換金等の目的によるEX-IC運送契約の締結または付帯サービスの利用等、EX-ICカードの使用状況が適当でないと当社が認めた場合
 - (6) EX-ICカード本体または内蔵するICチップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合
 - (7) 法人会員が株式会社ジェーシービーへの約定支払額の支払いを怠った場合等、同社よりEX-ICカードの使用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合
 - (8) EX-IC運送契約の内容について、当社または当社指定路線を運営する他社が定める約款に重大な違反をした場合、もしくは繰り返し違反した場合
 - (9) 当社またはJR東海から複数のEX-ICカードを貸与されている場合で、他のEX-ICカードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
 - (10) 第19条第1項のいずれかの事由に該当したことにより、交通系ICカードの登録取消を受けた場合
 - (11) その他、法人会員またはカード使用者のEX-ICカードの使用が適当でないと当社が認めた場合
2. 前項により法人会員またはカード使用者がEX-ICカードの返却を求められた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効なEX-IC運送契約に基づく権利その他EX-ICカードに基づく権利は、無効とします。
3. 法人会員またはカード使用者は、法人会員およびカード使用者でなくなった場合、速やかにEX-ICカードを当社に返却するものとします。ただし、当社およびJR東海が特に認める場合には、JR東海がEX-ICカードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任においてEX-ICカードを処分させることができるものとします。
4. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、EX-ICカードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第16条（EX-ICカードの紛失、盗難および不正使用）

1. 法人会員またはカード使用者は、EX-ICカードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、当社が別に定めるエクスプレスICカード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-ICカードの利用停止を申し出るものとします。その上、法人会員は当社所定の届出書を当社宛に提出するものとします。
2. 法人会員またはカード使用者のEX-ICカードの使用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第13条第7項の定めその他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。
- (1) 法人会員またはカード使用者の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合
 - (2) 法人会員またはカード使用者の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合

- (3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合
- (4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合
- (5) 不正使用の際にカード使用者のパスワードが使用された場合
- (6) 前項の申し出または届出書の内容が虚偽である場合

3. 当社は、第1項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正使用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。)。防護措置期間経過後に生じたEX-ICカードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第13条第7項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。

4. カード会員規約第3条に定める貸与カード(以下、「貸与カード」という。)を紛失し、または盗難に遭った場合、もしくはカード会員規約に定めるカード情報(以下、「カード情報」という。)が漏洩等し、その後、EX-ICカードが第三者により不正使用された場合の補償については、カード会員規約第26条に定めた通りとします。

5. 法人会員またはカード使用者がEX-ICカードを紛失し、または盗難に遭った場合であっても、貸与カードを紛失し、または盗難に遭い、もしくはカード情報が漏洩等していなければ、カード会員規約第26条に定める補償はしないものとします。

第17条 (EX-ICカードの再発行)

1. EX-ICカードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、JR東海は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなくEX-ICカード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。

2. 法人会員がEX-ICカードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続きを行い、これを当社が認めた場合、JR東海はEX-ICカードを再発行するものとします。

3. 前各項のEX-ICカードの再発行の際には、法人会員またはカード使用者は、EX-ICカードを保有していれば、これを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、JR東海がEX-ICカードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任においてEX-ICカードを処分させることができるものとします。

4. 法人会員は、第2項によりEX-ICカードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用はハウスカード番号等により決済するものとします。

第5章 交通系ICカード

第18条 (交通系ICカード)

1. カード使用者またはカード使用者が締結したEX-IC運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の者(以下、「利用者」という。)が、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車するために交通系ICカードを使用して当社が別に定める駅において入出場を希望する場合、法人会員がその使用に伴う責任・債務・負担等を負うことを条件に、カード使用者は当社が別に定める方法により交通系ICカードの登録または指定手続をするものとします。ただし、交通系ICカードが失

効、または無効となっている場合は、本サービスを利用できません。

2. カード使用者は、記名式の交通系 I C カードを登録する場合、実際に乗車するカード使用者または利用者と同一名義の交通系 I C カードを登録するものとします。

3. カード使用者は、E X - I C 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、交通系 I C カードで当社が定める駅において入出場するときは、常に I C カードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の求めにより、カード使用者は I C カードを、利用者は交通系 I C カードを速やかに呈示するものとします。この呈示が無い場合、カード使用者または利用者は、E X - I C 運送契約により当社指定路線へ乗車することができない場合があります。

4. E X - I C 運送契約締結後、当社が別に定める条件で変更する場合、当社は予約に紐付いた交通系 I C カードの登録または指定情報を自動的に解除する場合があります。この場合、申込サイト上に表示するものとします。

5. 交通系 I C カードを申込サイト上で登録または指定可能な時間帯や件数は、当社が別に定めません。

第 19 条 (交通系 I C カードの登録取消)

1. カード使用者または利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社または当社指定路線を運営する他社は、事前にカード使用者に通告することなく直ちに交通系 I C カード登録もしくは指定を取り消す、または本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 第 15 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより、E X - I C カードの返却を求められた場合

(2) 記名式交通系 I C カードを記名人以外の第三者に使用させた場合

(3) 交通系 I C カードを不正乗車 (不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。) または公序良俗に反する行為に使用した場合

(4) 転売、換金などの目的による E X - I C 運送契約の締結等、交通系 I C カードの利用状況が適当で無いと当社が認めた場合

(5) 交通系 I C カードに記録された情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動、または第三者に提供等した場合

(6) カード使用者が複数の交通系 I C カードとして登録手続をし、当社がこれらを登録した場合で、他の交通系 I C カードについて本校のいずれかの事由に該当した場合

(7) カード使用者が登録した交通系 I C カード番号が不正確であり、第三者が不利益を被っている場合

2. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、カード使用者が登録又は指定した交通系 I C カードの使用に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第 20 条 (交通系 I C カードの変更等)

1. カード使用者が、本サービスに交通系 I C カードを追加登録する場合、ならびに登録または指定した交通系 I C カードを変更する場合は、当社の定める手続によるものとし、当社がこれを認めた場合に新たな交通系 I C カードで本サービスを利用することができるものとします。

2. EX-IC 運送契約の締結または変更後、前項により交通系 IC カードの登録または指定を変更した場合は、変更後の交通系 IC カードで本サービスを利用するものとします。

第 6 章 その他

第 2 1 条（当社の免責事項）

当社は、IC カードの使用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負わないものとします。

（1）カード使用者の IC カードの使用上の誤りにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益

（2）当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益

（3）EX-IC カード、エクスプレス予約サービスの案内冊子、エクスプレス予約 HP 等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者または第三者の被った不利益

（4）利用環境の変更により、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益

（5）当社が第 1 6 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、法人会員、カード使用者または第三者の被った不利益

（6）交通系 IC カードのメンテナンス、障害等のため、駅において入出場ができないことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益

第 2 2 条（債権譲渡および債権供担保の禁止）

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

第 2 3 条（相殺禁止）

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

第 2 4 条（合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定日 令和 3 年 3 月 6 日